

後期高齢者医療制度のお知らせです

令和 6・7 年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して 2 年ごとに見直されます。

長野県における令和 6・7 年度保険料率は、後期高齢者の増加や医療費の伸びに加え、現役世代の負担を抑えるための国の制度改正により、次のとおり増額改定することになりました。お一人おひとりの保険料額は 6 月下旬に決定し、7 月以降に町からお送りする決定通知書にてお知らせします。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

	令和 4・5 年度	令和 6・7 年度	備 考
均等割額	40,907 円	44,365 円	
所得割率	8.43%	9.45%	令和 6 年度は、基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の場合は 8.56%
賦課限度額	66 万円	80 万円	令和 6 年度は、昭和 24 年 3 月 31 日以前に生まれた方、障害認定の方は 73 万円

均等割額
44,365 円

+

所得割額
(所得 - 43 万円) ×

9.45%
または
8.56%

=

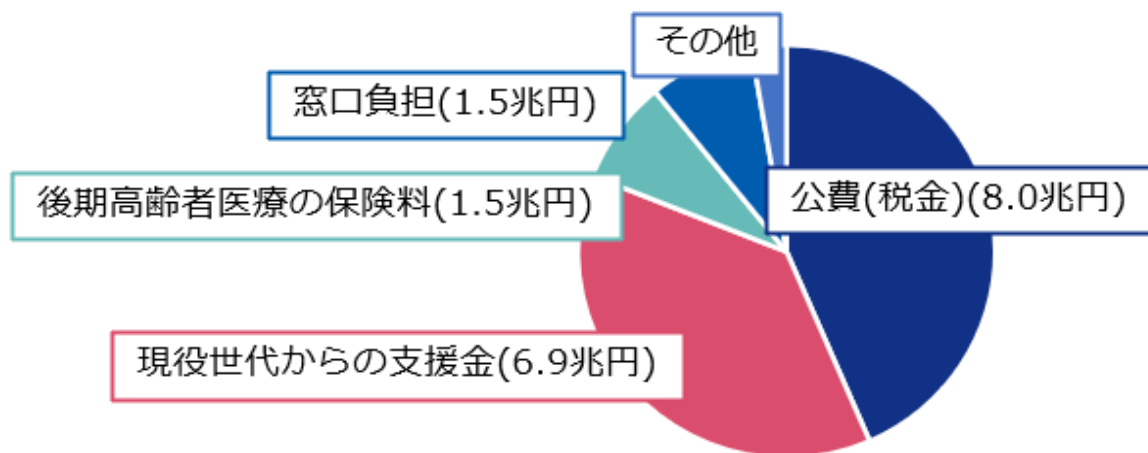
年間保険料額

限度額は 80 万円 または 73 万円

制度見直しの背景

高齢化が進み、毎年 75 歳以上の後期高齢者が増えているため、高齢者の医療費は今後さらに増加していくと見込まれています。後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約 4 割は現役世代が負担する支援金でまかなわれており、高齢者医療費の増加に伴って、今後も現役世代の負担は拡大していく見通しです。

後期高齢者医療制度の医療費の財源内訳 (総額約18.4兆円) ※令和 4 年度予算ベース



このような中、全ての国民が、年齢に関わりなく、その能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要となります。この考えに基づき、昨年、後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われ、令和 6 年 4 月から新制度が始まりました。

今回の保険料の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を将来につないでいくために行われます。

制度改正の内容

●後期高齢者負担率の見直し

(高齢者の保険料の伸びを現役世代の支援金の伸びに合わせる見直し)

後期高齢者医療における医療費の負担割合は、後期高齢者負担率によって定められています。後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じになるように後期高齢者負担率が設定されます。

●出産育児支援金

(出産育児一時金の費用を後期高齢者も支えていく仕組みの導入)

出産育児一時金の支給費用の一部を、現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援（拠出）する仕組みとなります。

保険料の見直しに伴い、激変緩和措置があります

令和6年度からの制度見直しに伴う新たなご負担に関して、以下のとおり激変緩和措置があります。

- ①均等割（収入にかかわらずご負担いただく定額部分）のみを負担する方（年金収入153万円相当以下の方）は、制度見直しに伴う保険料の増加はありません。
- ②所得割（収入に応じてご負担いただく定率部分）については、一定以下の収入の方（年金収入153万円～211万円相当の方）は、令和6年度において制度見直しに伴う保険料の増加はありません。
- ③賦課限度額（年収約1,000万円を超える方を対象とする保険料負担の年間上限額）は、段階的に引き上げられます（令和6年度は73万円、令和7年度は80万円）。
※令和6年度に新たに75歳に到達する方は③の激変緩和措置の対象外となります。

保険料の軽減

所得が一定以下の方については、均等割額の軽減措置があります。

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	軽減割合 (軽減後の均等割額)
	令和6・7年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数※-1)以下の場合	7割軽減 (13,309円/年)
43万円+(29.5万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数※-1)以下の場合	5割軽減 (22,182円/年)
43万円+(54.5万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数※-1)以下の場合	2割軽減 (35,492円/年)

※給与所得者等の数とは、世帯内の被保険者と世帯主のうち、55万円を超える給与収入を有する方の数と公的年金等の収入が125万円（その方が65歳未満の場合は60万円）を超える方の数（給与所得を有する方を除く）の合計をいいます。

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 ☎27-1111（内線138・139）
長野県後期高齢者医療広域連合 ☎026-229-5320

